

1	審議会名	第4回 上田市行財政改革推進委員会
2	日時	平成22年7月30日(金) 午前10時から11時58分まで
3	会場	武石地域自治センター2階 第1会議室
4	出席者	宮沢会長、鬼頭副会長、斉藤委員、櫻井委員、塩入委員、武井委員、南雲委員、西沢委員、半田委員、堀内委員、三井委員、森田委員 【欠席】宮下委員
6	市出席者	山本総務部長、関行政改革推進室長、西澤係長、星野主査、市川主査
7	公開・非公開等の別	公開
8	傍聴者	0人 記者 0人
9	会議概要作成年月日	平成22年8月16日
協議事項等		
1	開 会	(行政改革推進室長)
2	議事	
	(1) 前回会議録の確認について	
	(事務局)	前回の会議では、第一期 集中改革プランの進捗状況について、質疑応答を行い、ご議論いただいた。会議録については、ホームページ等で公表するので、訂正があれば事務局に申し出ていただきたい。
	(2) 第二期 集中改革プランについて	
	<第一期 集中改革プラン進捗状況のまとめ>	
	(事務局)	最終的な進捗結果、目標達成・未達成項目、計画変更理由について説明
	(委員)	歳入確保における市税等の収納率の向上については、計画途中で当初の目標が達成できたため、新たな目標を追加して取り組んだが、計画変更としては非常に良い対応だと思う。逆に、土地処分の推進においては、買い手がつかないという理由で、目標である処分予定面積の数値が縮小されているが、問題とすべきは、なぜ買い手がつかなかったという原因を追究すること。 実績に合わせて目標値を調整するのでは、単なる数字合わせのために目標値を下げたとしか考えられない。目標を達成するために最大限の努力をすべき。 これらの計画変更には、プラス思考の目標変更と、後ろ向きのつじつま合わせの目標変更があると感じた。 事務局のチェックが甘かったのではないか。
	(事務局)	計画変更の申出時にきちんと精査できなかった。
	(委員)	条例の改正や、当初の目標を達成したことによるステップアップのための計画変更であれば構わないが、後ろ向きの計画変更は認めるべきではないと考える。 なぜ達成できなかったのか、達成するためには今後どうすればよいのかを繰り返しやっていく必要がある。
	(委員)	この菅平高原の別荘地等は競売になっているのか。
	(事務局)	インターネット競売を実施した。 タイミング的に悪かったのは、景気が急激に冷え込んだため、買い手がつかなかった。
	(委員)	売れるか売れないか、きちんと精査して、どうしようもないものは安くても早めに処分すべきだが、どうにかなりそうであれば、処分せずに活用することも考えるべき。 計画変更については、きちんとした理由づけがあるかどうかを踏まえて認めるべき。 年金からの天引きが始まっているが、市税等の収納率は上がっているのか。
	(事務局)	直接納付よりも口座振替の方が収納率が上がるので、今回の天引きにより収納率が向上

すると考えられる。

- (委員) 収納率の目標設定は、収納件数ではなく、収納金額に対するパーセンテージか。
- (事務局) 収納金額に対する目標設定。
- (委員) 金額に占めるパーセンテージは低くても、小額の滞納件数はかなり多いのではないかと考えるので、件数自体のパーセンテージも押さえるべき。
- (委員) 総体的に見て、取り組むのが嫌だから計画を変えるというような意識は感じないので、これはこれでいいのでは。
- (事務局) それぞれの項目ごとに事情はあるが、今後、計画変更を行う際には、その都度、行革審に報告してまいりたい。
- (委員) 計画変更の理由が生じたときには、事後承諾ではなく、事前に委員会に報告して、変更するようにしてもらいたい。

< 総人件費の削減について >

- (事務局) 総人件費の削減の実績について説明
- (委員) 委員会の委員に支払われる報酬は、人件費のどれに該当するのか。
- (事務局) 委員報酬は物件費に該当するので、この人件費の資料には出てこない。
- (委員) 委員報酬はどのぐらいの金額か。また、総経費に占める人件費の割合はどの程度か。
- (事務局) 平成 20年度の一般会計と特別会計を含めた決算ベースでは、680億円ぐらいの予算規模中、人件費は 16.2%、99億円。このうち、正規職員の人件費は 67億円、11.0%。16.2%と 11.0%の差額分が特別職の給与や委員報酬、臨時職員の報酬となっている。
- 平成 22年度の当初予算ベースでは、一般会計のうち 15.9%が人件費となっている。
- (委員) 民間企業であれば、30から 40%程度を人件費が占めている。
- (事務局) 自治体の会計には公債費の償還金が含まれていたり、大規模な公共事業等があれば予算規模が大きくなるので、人件費の割合も相対的に低くなる傾向がある。
- (委員) 事業団等の外郭団体の人件費については、この資料に含まれているのか。
- (事務局) 外郭団体については、法人格が異なるため、この人件費の資料には含まれない。
- 市が外郭団体に施設の管理を委託している場合に、市から指定管理料が支払われるが、外郭団体としては、市からの指定管理料や施設利用者からの利用料金といった収入の中から人件費を支払っているため、市が外郭団体の人件費を直接支払うことはない。
- (委員) 非常勤職員が増えた課所はどこか。
- (事務局) 主なところでは、保育士について、平成 19 20年度で、作業員賃金の身分から非常勤職員に移行したことで、約 70人弱増加している。
- また、観光会館において、施設の運営を委託から直営に変更したことで、売店の従業員等の非常勤職員が約 10人増加している。
- 丸子給食センターにおいては、丸子地域振興公社から派遣という形態をとっていたが、指揮命令系統を明確にするために、非常勤職員の雇用という形態に変えたために、8人が増加している。
- 平成 20年 4月には、相染閣という日帰り温泉施設がオープンしたが、新たに非常勤職員 6人を雇用している。
- 平成 20年度に、収納対策の一環として徴収に力を入れるために、4人の嘱託職員を雇用した。
- 同じく、平成 20年度に、国の政策で定額給付金があったが、その給付作業に非常勤職員を 5人雇用した経過がある。
- これ以外に、各課において、組織改正や制度改正、退職者の補充等の事情に応じて、1人ないしは 2人の増加がある。
- (委員) 正規職員が 54人減っているが、業務に支障はないのか。
- (事務局) 事務量が一定とするならば、一人一人の負担が増えるので、かなりきつくなると思う。

そういった意味で、民にできることは民に任せる、事務の効率化を図るといったことをやらないと一人一人の負担は増えてしまう。

(委員) 正規職員が減少し、非常勤職員が増加しても、人件費全体としては減少しているということであるが、指定管理や委託という形で市役所の業務が外に出てしまうと、人件費が別の予算経費に変わってしまうので、見かけと実態の把握が十分ではないのではないかと感じた。

今後、総人件費の削減をチェックする上では、非常勤職員数の他に、外部委託の状況を確認する必要があるのではないか。

<第二期 集中改革プラン(案)について>

(事務局) 第二期 集中改革プランの計上項目案等について説明。

(委員) 内容的にはいいと思う。また、第一期 集中改革プラン目標未達成項目のうち、第二期プランに計上しない項目についても、妥当ではないかと考える。

定員適正化においては、人員の削減だけを行うのではなく、部課の整理といった機構改革を先ず行ってから実施すべきと考える。

施設経営の見直しについては、民にできることは民にということ、この審議会でも提言を行っているので、経営健全化計画の実行に向けて具体的に取り組んでいくことはよいこと。第二期プランの策定に当たっては、計画の策定にとどまらず、策定した計画の実行に向けて、年度を区切って具体的に取り組むようにしてもらいたい。

保育園の民営化の検討については、この審議会でも提言を行い、また、保育検討委員会でも提言書を提出しているので、具体的な行動計画を示せるようにしてもらいたい。

財政改革については、財源があってこそ安定的な財政経営ができるので、収入確保のためにも企業誘致の項目を付け加えてもらいたい。

事業仕分けは、民間活力の導入や提案公募型民間活力導入を行うための手順。

施設の民営化の意見を出しても実行性が伴わないので、事業仕分けや提案公募型民間活力導入制度とリンクさせていかないと、いい集中改革プランはできない。

次の行革審の委員にうまく引き継ぐためにも、反省点を明確にした上で、市長に提言する方がいい。

(委員) 事業仕分けについては、どのように考えているか。

(事務局) 事業仕分けについては、仕事改革の中の行政評価制度の活用という項目に掲載しているが、ある程度、継続して実施できる仕組みができたことから、達成項目として、第二期プランからは外してある。

ただし、事業仕分け自体は3年間で終了するものではなく、これまでの実績を踏まえ、外部の意見も取り入れながら継続してやっていくことを考えている。

(委員) 保育園の民営化の検討については、保護者が反対しているのではなく、大手の業者が参入しては困る、現在の私立保育園が反対している。

(委員) 保育園の民営化については、この審議会でも提言し、保育検討委員会でも提言しているので、将来のことを考えて、上田市として判断する時期に来ているのではないか。

第二期プランでは、実行に移すための具体的な取組を記載すべき。

(事務局) 第二期プランは、平成22年度から23年度までの短期間で取り組むプランであるため、第一期プランの目標未達成項目を中心に事務局案を組み立てている。

また、第一次 行財政改革大綱の計画期間が平成23年度で終了するため、来年度は、1年間かけて第二次 行財政改革大綱の審議をしていただく予定。

そのため、大きな項目や重点的に取り組む必要がある項目については、そちらに掲載していきたいと考えているので、今回の第二次プランについては、第一次プランから引き続いて取り組む必要がある項目を計上している。

(委員) 行財政改革については、2年や3年といった短期間の取組で終わるものではなく、継続

して取り組むべきもの。

(委員) 目標管理制度については、以前から言われていることだが、事業評価だけで、人事評価制度への反映がなかなか進まない。何が原因で進まないのか。

(事務局) 目標管理制度は、職員の人事考課や人材育成と深く結びついているが、上田市においては、合併時に行政改革推進室の所管となったことから、事業評価や政策評価といった面が強くなっている。

そのため、今後1年半をかけて、担当部局を人材開発課に移して、人事考課や人材育成に反映できる制度として組み立てていきたい。

(委員) これまでも市役所の中で職員アンケート等を実施してきたが、そうしたものを踏まえて、ステップアップして取り組んでいくものと考えてよいか。

(事務局) 目標管理には、組織全体としての事業評価と、職員それぞれの人事考課としての面があるが、現状では、組織としての評価と、それぞれの職員としての評価がうまく整理されていないために、人事評価制度への反映が進んでいないと考えているので、今後、両者の位置づけを整理してまいりたい。

(委員) 第二期プランの1年半の期間で、きちんと成果が出せると考えてよいか。

(事務局) はい。

(委員) 教育委員会の事務局体制の改革については、答申を含めて見直すのか。

(事務局) 答申どおりに実施するかどうかは、今後、行政で考えるべきこと。

組織論だけで考えてしまうと表面的な議論だけで終始してしまうので、提言の趣旨をきちんと踏まえた上で、教育委員会と協議しながら進めていくのが筋だと考えている。

(委員) 実行のために継続して取り組んでいくものと考えてよいか。

(事務局) 組織をいじればよいという話ではないので、課題等を押さえながら、取り組んでいくべきと考えている。

(委員) 地域協議会の運営方法の検討と定着化という取組の中には、地域内分権や地域予算の拡充についても含まれるのか。

(事務局) 地域協議会については、発足後、2期4年が経過したが、まだまだ発展途上で完成形には至っていないと考えている。

上田市は地域内分権と市民協働を目指して合併したので、今後、制度として定着していく必要がある。

地域内分権の拡大と地域内予算の拡充についての方向性は決定されているので、どの程度の権限や予算編成を行う仕組みをつくっていくか、バランスを見ながら検討していく必要がある。

(事務局) 第一次プランの目標未達成項目のうち、第二次プランに計上しない項目について説明

(委員) 市税等がいよいよ納められない場合にはどうするのか。

(委員) 納めたくても納められない人はともかく、納められるのに納めない人がいるのが問題。

(委員) 納めなくてもいいという風潮ができてしまうと問題。

(事務局) 上田市は、長野・松本と比べて市税等の収納率が低い。

統計的な資料はないが、長野・松本は商業のまちだが、上田市は中小企業を中心とした工業のまちであるため、この不景気の影響を大きく受けたのではないかと予想している。

(事務局) 払いたくても払えない人と、払えるのに払わない人がいるが、税の負担の公平性から考えると、後者の方については、きちんと対応する必要がある。

また、国保税のように、将来的な負担を考えた場合に制度自体を見直す必要がある部分もあり、それは今後国で検討していくべき問題。

カンフル剤になるかどうかは今後の運用次第だが、大口困難案件については、県全体で共同で徴収を行う仕組みづくりについて、具体的な協議を行っている。

(委員) 共同で徴収する税目は何か。

- (事務局) できるものから始めるということで、当面は市県民税や固定資産税を予定しているが、将来的には拡大される可能性はある。
- (委員) どうしても徴収できないものには、償却の仕組みがあるのか。
- (事務局) 納税することが困難な場合には、不能欠損として落としていく方法もある。
また、自立執行権の関係で、個別法で時効が保障されていないもの、市営住宅の使用料等については、民法上の時効が準用されるので、不能欠損を行うこともできる。
ただし、同和住宅の貸付金のように、市民感情から見て安易に不能欠損とすべきではないものもあるので、そうしたものについては粘り強く徴収していく必要がある。
収納対策本部では、全ての滞納に対して一律に対応するのではなく、どうしても徴収できないものについては不能欠損で落とすとともに、新たな滞納を増やさないように、現年度分の滞納に力を入れて取り組んでいる。
- (委員) 公募地方債の発行については、どの程度の考えを持っているのか。どの程度のレートになるか分からないが、上田市のためにも発行を進めていく必要があると考えている。
- (事務局) 財政事情を理解していただいた上で、市民に抛出してもらう仕組みが必要であることは以前から言われているが、発行すること自体は方針として出ている。
ただし、手法や発行額、プライムレートの関係があるので、額については具体的なものが出ていないが、市民の方に購入してもらえる額はどのぐらいか、市場公募で捌ける金額はどのぐらいか検討している最中。
また、大規模事業の実施について、市民に関心を持って参加してもらうための仕組みの一つとして、是非やるべきではないかと考えているが、額については身の丈に合ったもので考えていきたい。
- (委員) 金利はどのぐらいになるのか。
- (事務局) 上限は決まっているが、縁故債になるので、具体的には、在野の金融機関から見積もりをとった上で決定することになる。

(3) その他

< 今後の予定 >

- (事務局) 提言書の内容については、平成 22、23 年度の具体的な行動計画を担当課で作成した上で、正副会長と詰めさせていただく。
次回の会議では、前半に提言書の最終確認を行った上で、提言をしてもらいたい。

3 次回の予定

平成 22 年 8 月 27 日 (金) 午後 4 時から 上田市役所本庁舎 3 階 第 1 応接室

4 閉会

- * 会議概要は原則として公開します。会議終了後、1 週間以内に行政改革推進室へ提出してください。
- * 非公開及び一部非公開としたものについては、その理由を記載してください。